**平成２５年（フ）第４３１号**
仙台市若林区若林６丁目６番17号　森アパート201、従前の住所仙台市青葉区旭ケ丘３丁目30番７号　グリーンコート旭ヶ丘102
債務者　鈴木龍太郎
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２５年（フ）第４３号**
秋田県能代市落合字古釜谷地９番地５　ウノキアパート６号
債務者　野呂　良信
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
秋田地方裁判所能代支部

**平成２５年（フ）第３６号**
秋田県大館市東台３丁目６番11号、前住所秋田県大館市釈迦内字高館下22番地15
債務者　佐藤　克義
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
秋田地方裁判所大館支部

**平成２５年（フ）第３７号**
秋田県大館市東台３丁目６番11号、前住所秋田県大館市釈迦内字高館下22番地15
債務者　佐藤　優子
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
秋田地方裁判所大館支部

**平成２５年（フ）第２３号**
秋田県大仙市北長野字袴腰21番地４
債務者　鈴木みどり
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
秋田地方裁判所大曲支部

**平成２５年（フ）第１８５号**
茨城県下妻市二本紀780番地２
債務者　齊藤　富子
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

**平成２５年（フ）第１８８号**
茨城県結城市大字結城作434番地３
債務者　鈴木みち子
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

**平成２５年（フ）第６５９号**
千葉県船橋市前原西２丁目39番８―608号
債務者　安　　保雄
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２５年（フ）第７０５号**
千葉市緑区平山町1915番地10
債務者　平間　久子
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２５年（フ）第７１７号**
千葉県船橋市丸山１丁目38番６号　ワークス馬込沢
債務者　井上　幸彦
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２５年（フ）第７２８号**
千葉県市原市菊間2082番地　県営住宅19棟203号
債務者　高梨　優実（旧姓白尾）
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２５年（フ）第７３０号**
千葉県八千代市八千代台北８丁目８番８号
債務者　神原のり子
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２５年（フ）第７４７号**
千葉市稲毛区穴川１－８―15―802、住民票上の住所千葉市中央区春日２丁目21番11号コンド千葉ＷＥＳＴ305号
債務者　紫藤　朋美
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２５年（フ）第７７９号**
千葉県船橋市前原西７丁目14番11号
債務者　河崎　　保
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２５年（フ）第４１号**
山梨県上野原市上野原1767番地６
債務者　長田　寿宏
1　決定年月日時　平成25年９月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

**平成２５年（フ）第９４号**
長野県上田市御所347番地19
債務者　手塚　芳邦
1　決定年月日時　平成25年９月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
長野地方裁判所上田支部

**平成２５年（フ）第１０５号**
長野県東御市滋野乙2202番地５　グリーンハイツＢ102
債務者　山岡　英雄
1　決定年月日時　平成25年９月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
長野地方裁判所上田支部